

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要領
（インフラ整備事業（国土交通省所管下水道事業））

令和7年4月1日
国水下第67号

国土交通省水管理・国土保全局長

第1 通 則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第6 1 3）に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下「交付金」という。）のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（令和7年4月1日付け国水下第66号。以下「要綱」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付申請

- 1 要綱第8の交付申請書の様式は、様式1－1のとおりとする。地方公共団体は、国土交通省地方整備局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）（以下「地方支分部局等」という。）に、同交付申請書に必要な書類を添えて提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請書の目的、内容及び当該申請書に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式2の「交付金申請報告書」を地方支分部局等の長に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、要綱第7の指導監督費を交付申請する場合、国土交通大臣（地方支分部局等の長）宛の交付申請を行い、様式1－4に必要な書類を添えて地方支分部局等の長へ提出するものとする。

第 3 変更交付申請

要綱第 9 の変更交付申請書の様式は、様式 3－1 及び審査の報告書は様式 4 のとおりとし、完了予定期日の変更を行う場合の添付する様式は、様式 5 のとおりとする。第 2 の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第 4 申請の取下げ

要綱第 10 の申請取下書の様式は、様式 6 のとおりとする。第 2 の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第 5 遂行状況報告

要綱第 11 の遂行状況報告書の様式は、様式 7 のとおりとする。第 2 の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第 6 実績報告、交付金の額の確定、財産処分

要綱第 12 に定める実績報告、交付金の額の確定、財産処分に関する事務については、適正化法、適正化法施行令、国土交付規則のほか、水管理・国土保全局所管国庫補助事業（災害復旧事業を除く。）の実績報告について（令和 6 年 3 月 28 日付け国水総第 1451 号）、水管理・国土保全局所管補助事業（災害復旧事業を除く。）における残存物件等の取扱いについて（令和 6 年 3 月 29 日付け国水総第 1468 号）、水管理・国土保全局所管補助事業等にかかる財産処分承認基準について（令和 6 年 3 月 28 日付け国水総第 1452 号）に定める下水道事業と同等の取扱によるものとする。第 2 の規定は、第 6 にかかる手続きで必要な文書を提出する場合について準用する。

第 7 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として、交付金交付決定を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、交付金交付決定を受けるまでの期間内に生じるあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、その理由を具体的に付して、様式 8 による新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）（インフラ整備事業（国土交通省所管下水道事業））交付決定前着手届を地方支分部局等の長に提出するものとする。第 2 の規定は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）（インフラ整備事業（国土交通省所管下水道事業））交付決定前着手届を提出する場合について準用する。

附 則

- 1 本要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領の一部改正について（（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 農振第 3002 号、国水下事第 34 号、環循適発第 2303231 号）。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この要領の施行の際、現に旧要領に基づき行われている継続事業で、令和 6 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要領は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和 6 年度末までに法第 5 条第 15 項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第 5 条第 4 項第 1 号ロに規定する事業の実施について、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。